

騒音特定施設

騒音規制法に基づく特定施設(法第2条第1項 施行令別表第1)

	施設	規模・能力
1	金属加工機械	
	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
	ヌ タンブラー	
	ル 切断機	といしを用いるものに限る。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材製造機械	
	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。

	木材加工機械	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
7	ハ 碎木機	
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
	ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
	へ かな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。